

⑦育児期継続就労支援としてその他に実施されていることがあれば、その内容をご記入ください。

1	妊娠中または育児中の医師に対して当直免除(または当直緩和)を規定した制度はないが、実際には該当する医師に対して配慮している。
2	名古屋市職員子育て支援プラン のびのび子育てマイプラン
3	医師事務作業補助者の雇用
4	複数主治医制
5	パートタイムの病院教員制度により、職名を維持したまま勤務時間を減らすなど、多様な働き方を維持したまま勤務時間を減らすなど多様な働き方を推進している。働き方改革への取り組みとして夜間、休日の診療については主治医に代わり当番医師が対応する方針を取っている。
6	研究支援員制度(育児等を行う女性研究者に対して研究支援員を配置するもの) ワーク・ライフ・バランス相談室の運営
7	育児短時間勤務
8	協議により必要な対応をとります
9	医師事務作業補助者を配置し、書類の下書きを行い医師の負担軽減に努めている
10	医師事務作業補助者の適用
11	複数主治医制 医師事務作業補助の活用
12	事務補助者の活用 女性医師同士の交流会の開催など
13	医師事務補助者
14	・医師事務補助の活用 ・勤務時間の融通
15	育児期継続就労支援という訳ではないが、医師の負担軽減策として医師事務作業補助者の活用、手術や病状に関する医師の説明を原則平日時間内にしたこと、業務のタスクシフティングの推進等に取り組んでいます。
16	医師事務作業補助者の充実
17	複数主治医制 医師事務作業補助の充実
18	定期的な病院状況(院内セミナーや季刊誌などの医療情報)の発信、キャリア育成相談窓口の設置(病院内に相談窓口を設置、育児中等の病院職員の相談に応じる)
19	事務補助者の活用
20	複数主治医制、事務補助者の活用
21	・短時間正規雇用制度(時短常勤) ・医師事務作業補助者の利用 ・当直業務は希望者のみ
22	医師事務作業補助者の活用
23	事務補助者活用
24	複数主治医製の導入、医師事務作業補助者看護補助者の活用を行っている。
25	事務補助者の活用